

認定訓練助成事業費補助金の改正について(東日本大震災関連)

【制度の概要】

1 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定したもの(職業能力開発促進法第13条、第24条)。

(平成21年度実績: 施設数・・・1,187施設、訓練生数・・・約28万4千人)

2 認定職業訓練への補助(平成23年度)

認定職業訓練を行う能開法第13条に規定する職業訓練法人等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2(補助対象経費の1/3が上限)を補助(運営費、施設費、設備費の3種類)。(雇用保険法施行規則第123条)

補助の体系

(間接補助)

厚生労働省
(都道府県の補助額の1/2、
補助対象経費の1/3を上限)

申請
↓
交付

都道府県

申請
↓
補助

認定職業訓練を行う
中小企業事業主等

【改正内容】※平成23年度における暫定措置

東日本大震災により被害を受けた認定職業訓練校の円滑な運営を確保するため、その施設又は設備の災害復旧に要する経費に対する補助について、国1/3、県1/3の負担割合を国1/2、県1/6に改める。(国から県への補助率を1/2から3/4に引き上げる。)

特例の対象

東日本大震災に係る災害救助法の適用地域※に所在する認定訓練助成事業費補助金対象法人が設置する認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費。

※青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県
(東京都は大量の帰宅困難者の発生が理由のため除外。)

国の負担割合の引き上げ

	国	県
現 行	1/3	1/3
改正案	1/2	1/6

【施行日】 平成23年5月2日